

猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付要綱

令和六年三月二十八日

告示第四十四号

(趣旨)

第一条 この要綱は、町内の空き家を利活用し、移住及び定住の促進並びに地域の生活環境及び景観の保全を目的とし、予算の範囲内において、空き家の改修等に要する費用を補助する猪苗代町空き家改修等支援事業補助金の交付に関し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和六十年猪苗代町規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 空き家 町内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の二分の一以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、三カ月以上居住の実態がないものをいう（地方公共団体が所有又は管理するものを除く。）。
- 二 定住 本町に五年以上生活の本拠を置くことをいう。ただし、二地域居住者においては、少なくとも五年間継続することをいう。
- 三 移住者 他市区町村から本町へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。なお、補助金交付申請（以下「交付申請」という。）の日から遡って、二年以内に他市区町村から本町へ住民票を異動した者を含む（補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。）。
- 四 子育て世帯 補助金の交付申請時において、十八歳未満（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間）の就労していない子ども（胎児を含む。）がいる世帯をいう。
- 五 新婚世帯 婚姻の届出から五年以内の男女（両者とも三十九歳以下（四十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間））の世帯をいう。
- 六 二地域居住者 県外に生活拠点をもち、本町への住民票の異動を行わずに一定期間（一年のうち通算して一カ月以上）を本

町で生活しようとする者をいう。

七 被災者 東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害（市町村が発行する罹災証明等により被害が確認できる場合のみ。）を受けた者をいう。

八 避難者 原子力災害対策特別措置法第二十条第二項に基づく指示により設定された警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域）及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

九 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の四月一日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者又は避難者に該当する者をいう。

（補助対象者）

第三条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表一、二、二の二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

一 補助金の申請をしようとする者又は同一世帯の者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

二 既にこの要綱の別表一、二及び二の二に定める事業種別を実施し補助を受けたことがある者

三 町税等の滞納がある者

（補助の対象及び額）

第四条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表一、二、二の二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表一、二、二の二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定める経費とする。

3 補助金の額は、別表一、二、二の二及び三に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

4 前項の規定により、別表一、二、二の二及び三で算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨てるものとする。

5 補助対象者に交付する補助金の総額は別表一、二、二の二及び三で算出した補助金の額の合算とする。

(補助金の交付申請)

第五条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付申請書(様式第一号)に別表四に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、別表一、二、二の二及び三に定める事業種別については、いずれかの事業種別のみの申請とする。

(補助金の交付決定)

第六条 町長は、補助金の交付を決定したときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書(様式第二号)により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第七条 補助対象者は、事業内容の変更又は廃止をしようとするときは、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金変更(廃止)承認申請書(様式第三号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

一 六カ月未満の事業完了予定日の延長(交付申請を行う日の属する年度内に限る。)

二 その他町長が認める変更

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは変更又は廃止を承認し、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金変更(廃止)承認通知書(様式第四号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ等)

第八条 補助対象者は、第六条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げるこ

とができる。

2 前項の取下げを行うときは、第六条の規定による補助金交付決定通知を受けた日から起算して十五日を経過した日までに、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金取下げ申請書（様式第五号）を町長に提出するものとする。

3 補助対象者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金年度終了実績報告書（様式第六号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第九条 補助対象者は、補助対象事業の完了日から起算して十四日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の三月三十一日のいずれか早い日までに、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金完了実績報告書（様式第七号）に別表五に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第十条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付確定通知書（様式第八号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第十一条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、通知を受けた日から起算して十五日以内に、猪苗代町空き家改修等支援事業補助金交付請求書（様式第九号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第十二条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

二 規則、この要綱又は関係法令に違反する行為があった場合

2 町長は、前項の取消しを決定したときは、猪苗代町空き家改修

等支援事業補助金交付取消通知書（様式第十号）により補助対象者に通知するものとする。

（委任）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和八年五月二一日告示第三九号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 空き家の改修等

事業種別	空き家の改修等
(1)補助対象事業	空き家の所有者又は賃借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング及び残置物処分を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家（改修後に併用住宅となる場合も含む。）であること。・賃借する空き家は、賃貸事業のために所有・管理されているものではないこと。・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、対象工事等が完了した年度内に定住すること。・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室及びトイレ）を備えていること。・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。・補助の対象とする空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。
(2)補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・移住者・二地域居住者

	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者 ・既空き家居住者
(3)補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用 ・空き家のハウスクリーニングに要する費用（空き家内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。） ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家の増築、改築に係る費用 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・移動可能な家具、家電その他備品類等のクリーニング及び改修後に行う清掃 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分 ・家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫等）の処分 ・町が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分 ・空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定、除草等
(4)補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者に対する補助金の額の上限は下記①と②の合算額とし、最大2,400千円（加算額600千円を含む。）とする。ただし、二地域居住者に対する補助額の上限は下記①と②の合算額とし、最大1,700千円（加算額600千円を含む。）とする。また、①と②の合算額が補助対象経費を超える場合

には、補助対象経費を上限とする。

①改修

補助対象経費の2分の1以内かつ最大1,500千円（二地域居住者は補助対象経費の2分の1以内かつ最大800千円）

なお、地域活性化加算額（※1）の要件に該当する場合には、上記金額に最大600千円を加算する。

※1 地域活性化加算額

下記ア～カの6つの要件のうち、一つ該当するごとに200千円を加算し、最大で600千円を加算する。

ア 空き家バンクの活用に関する要件

- ・空き家バンクに登録された空き家であること。

イ 空き家の利活用を促進する地域に関する要件

- ・猪苗代町立地適正化計画で定める居住誘導区域内の空き家であること。

ウ 移住者の年齢や世帯構成に関する要件

- ・移住者の世帯全員が40歳未満であること又は新婚世帯若しくは子育て世帯であること。

（いずれかの要件に該当することで200千円を加算する。ただし、上限は200千円とする。）

エ 就業及び雇用の促進に係る施策との連携に関する要件

- ・テレワークによる二地域居住者であること又は移住者が町内に本店がある事業所に就労すること。（いずれかの要件に該当することで200千円を加算する。ただし、上限は200千円とする。）

オ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件

- ・町内の業者が改修すること。

カ 誘導居住面積水準に関する要件

- ・改修後の住宅に供する部分の床面積が福島県

	<p>住生活基本計画において定める一般型誘導 居住面積水準以上であること。</p> <p>②ハウスクリーニング、残置物処分、庭木の剪定等 補助対象経費の10分の10かつ最大300千円（既空き 家居住者は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県内からの移住者に対する補助金の額の上 限は、上記で求めた①と②の合算額の2分の1の額と する。
--	---

別表2 建替えを伴う空き家の除却等

事業種別	建替えを伴う空き家の除却等
(1)補助対象事業	補助対象者が、自ら居住するために必要となる購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が自ら居住するため購入、賃借、受贈又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了するものであること。 ・空き家の解体後、1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建住宅を建築し定住すること。
(2)補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・被災者 ・避難者
(3)補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費 ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用
対象外経費	・空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及

	び工事監理費 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分 ・解体後に行う残置物等の処分費用 ・併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ・空き家解体後の新築に係る費用（造成含む。）
(4) 補助金の額	解体、残置物処分、庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大800千円 ・福島県内からの移住者に対する補助金の額の上限は、上記で求めた額の2分の1の額とする。

別表 2 の 2 建替えを伴わない空き家の除却等

事業種別	建替えを伴わない空き家の除却等
(1) 補助対象事業	補助対象者が、空き家の解体、残置物処分及び庭木の剪定を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が所有又は相続する空き家、若しくは空き家の所有者又は相続人から解体の同意を得た空き家であること。 ・次のいずれかに該当する空き家であること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 空家法第2条第2項に規定する特定空家等 (2) 空家法第13条第1項に規定する管理不全空家等 (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅 (4) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で以下の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 居住その他の使用がなされていないことが常態となって1年以上であること イ 耐震改修工事を行っていないこと
(2) 補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者（法人を除く）又は相続人 ・空き家の敷地の所有者（法人を除く）又は相続人であって、当該空き家の所有者又は相続人から当該空き家の解体について同意を得た者
(3) 補助対象経費	・空き家及び同一敷地内に存する付属建築物の解体に要する費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残置物の処分に要する費用 ・ 敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・ 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分 ・ 解体後に行う残置物等の処分費用 ・ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用
(4) 補助金の額	解体、残置物処分、庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大200千円

別表3 空き家の状況調査（インスペクション）

事業種別	空き家の状況調査（インスペクション）
(1) 補助対象事業	補助対象者が空き家の状況の把握及び市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査（平成29年国土交通省告示第82号に規定する「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査。以下「調査」という。）を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家であること。 ・ 原則として、交付申請年度内に完了すること。
(2) 補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者 ・ 相続予定者 ・ 購入予定者 ・ 賃借予定者
(3) 補助対象経費	状況調査及び調査報告書作成に要する費用
対象外経費	調査対象である空き家とは別棟の物置、擁壁、塀等の調査に要する費用
(4) 補助金の額	補助対象経費の2分の1以内かつ最大40千円

別表4 補助金交付申請書の添付書類

対象工事等	添付書類
(1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（様式第11号） ・ 交付申請に関する誓約書（様式第12号）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現住所の住民票（世帯全員分） ・ 空き家の現況等が分かる写真（外観及び内観） ・ 債権者登録に係る資料（振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写しを含む） ・ 空き家であることの証明書（様式第13号） ・ 罹災証明書の写し（被災者の場合） ・ 避難元市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） ・ 子どもの現住所及び年齢が確認できるもの（子どもがいる場合） ・ その他町長が必要と認める書類
(2) 空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修等に係る見積書又は契約書及び改修費等内訳書の写し ・ 改修等に係る部位を明記した図面（配置図、平面図及び立面図） ・ 空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し（賃借する場合） ・ 地域活性化加算の要件を満たすことがわかる書類 ・ 現在の賃貸借契約書の写し（賃貸住宅に居住している場合） ・ 二地域居住の誓約書（様式第14号）（二地域居住者の場合） ・ 地域活性化加算要件を証明する書類等
(3) 空き家の除却等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却に係る見積書の写し又は契約書及び除却費等内訳書の写し ・ 除却に係る空き家の図面（配置図及び平面図） ・ 解体後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図（配置図及び平面図）（建替えを伴う除却の場合）
(4) 空き家の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況調査の見積書の写し ・ 所有者を確認できる書類（登記事項証明書、町が発行する所有証明書等）

別表5 完了実績報告書の添付書類

対象工事等	添付書類
(1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書及び領収書の写し ・ 当該空き家を避難場所とした避難元市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） ・ 公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し（二地域居住者の場合） ・ その他町長が必要と認める書類
(2) 空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修等を実施した部位を明記した平面図 ・ 改修等の内容が分かる写真 着手前、施工中及び完了時の写真を添付すること。 ・ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・ 住民票の写し（避難者及び二地域居住者を除く。）
(3) 空き家の除却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体の内容が分かる写真 着手前、施工中及び完了時の写真を添付すること。 ・ 解体後に新築する戸建住宅の工事契約書等の写し（工事見積書や発注書は除く。）（建替えを伴う除却の場合）
(4) 空き家の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況調査の報告書の写し